

佐久穂町教育大綱

【第2期】

令和2年4月

佐 久 穂 町

佐久穂町教育委員会

はじめに

本町は、合併後の平成19年に策定した佐久穂町総合計画で、「水と緑のう
るおい 人の営みが奏でる未来のふるさと」を基本理念に行政施策を進め、こ
の理念に沿って、重点施策として「学びと文化が織りなす心豊かな人づくりの
まち」づくりを進めてまいりました。そして、「自律し多様なコミュニティが
人々の暮らしを支え、挑戦や行動を支援するまち」を目指し、平成28年12
月に第2次佐久穂町総合計画を策定しました。

この間、少子高齢化の進行により学校と保育園のあり方について提言がされ
ました。その提言を基に学校のあり方が精査され、町内2中学校を1校に、ま
た4小学校を1校に統合し、義務教育9年間を見通した施設一体型の小中一貫
教育を進めることとし、平成27年4月佐久穂小・中学校が開校いたしました。

先人の皆さんが築き上げてこられた伝統文化を尊重しながら、グローバル化
する現代社会に対応できる人づくりを、新しい学校を中心にしてダイナミック
に展開し、子どもたちが日々成長していくことを願い、きめ細やかな指導と義
務教育9年間の繋がりのある教育を実践しております。

平成27年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正
する法律」が施行されました。その内容は教育委員会制度の改正と、新たに町
長が「総合教育会議」の設置です。この会議では、町と教育委員会との議論の
中で、教育に関する「大綱」や重点的に講ずべき施策等について協議・調整を
行い、両者が町における教育政策の方向性を共有して執行に当たっておりま
す。

「大綱」は、町の総合計画を実現するために「住み続けたいを守る持続可能
な町づくり」、「選ばれ誇りを養う、子育て・教育の町づくり」を重点戦略とし
て、家庭、保育園、学校、地域、企業、行政、関係団体の連携のもと、佐久穂
町の住民が将来にわたって幸せで、充実した人生を送り、より良い社会・地域
を創っていくための教育指針であります。

令和2年4月

佐久穂町長 佐々木 勝

佐久穂町教育委員会

1 大綱の位置付け

大綱は、平成27年4月1日改正施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に規定されるものであり、教育に関する基本的な計画として策定するもので、「教育基本法」第17条第2項に基づく本町の「教育振興基本計画」としても位置付けるものです。

2 関連計画等との整合

大綱は、町の総合計画の中に位置付くものであり、第2次佐久穂町総合計画の中において「住み続けたいを守る持続可能な町づくり」、「選ばれ誇りを養う、子育て・教育の町づくり」を重点戦略とし、この理念のもと佐久穂町教育基本方針により教育を総合的に展開するものであります。

小中一貫校がスタートし、5年が経過し9年間の指導カリキュラムにより義務教育における連携した体制が整いました。大綱に則り教育施策を展開する中で、この小中一貫教育体制に「第2期さくほまち子ども・子育て支援事業計画」に基づく乳幼児期からの子ども・子育て支援を連携させ、途切れることのない支援体制を築くことが重要です。

また、国及び長野県において策定済みの以下の計画及び動向も踏まえて策定するものとします。

- ・第2期さくほまち子ども・子育て支援計画

(計画期間：令和2年度～令和6年度)

- ・長野県の教育振興基本計画（計画期間：平成30年度～令和4年度）
- ・国の第3期教育振興基本計画（計画期間：平成30年度～令和4年度）

3 期間

期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年間とします。

町の将来像

自律し多様なコミュニティが
人々の暮らしを支え、
挑戦や行動を支援するまち

住民と町の協働により、地域の生活基盤や経済を維持・発展させ、将来にわたって持続可能な町の構築を目指します。

佐久穂町教育大綱

基 本 理 念

重点戦略 A

住み続けたいを守る持続可能な町づくり

重点戦略 B

選ばれ誇りを養う、子育て・教育の町づくり

集落の歴史や文化を大切にし愛着を育む地域コミュニティの継承・創造と佐久穂版コミュニティで幸せと楽しみを増やす人がたくさんいる町を目指します。

子育て中の親と、それを取り巻く周囲の人々の世代を超えたコミュニティの力で、極めて充実した子育て・教育環境を形成し、佐久穂町を選び、産み、育ち、住み続ける誇りと魅力づくりを目指します。

基 本 方 針

○ 幼 児 教 育

～恵まれた自然環境を生かし、未来を担う心豊かな人づくりをめざす～

- 1 健全な心身の発達を図り、生きる力の基礎を培う
- 2 養護と教育を一体的に行い、子どもの発達を援助する
- 3 保護者・地域の子育て家庭に対する子育て支援の推進
- 4 小学校・地域との連携の推進

○ 学 校 教 育

～個性の伸長と、知・徳・体・情のバランスのとれた児童生徒の育成をめざす～

- 1 正しい判断力をもち、爽やかな言動のできる児童生徒の育成
- 2 確かな学力の定着と個の学びの道筋を大事にした学習活動の推進
- 3 思いやりや協調性など豊かな心を育み、かけがえのない命を輝かせる教育活動の推進
- 4 小学校と中学校の連携をより深め、義務教育9年間を通しての学びを目指す、小中一貫教育の推進と定着
- 5 ICT 機器を有効に活用した情報教育、国際理解教育をはじめ多様な教育活動を推進し、広い視野と柔軟な思考力、行動力をもつ児童生徒の育成
- 6 地域に密着した体験学習やスポーツ活動、食育環境の充実を通して、健康でチャレンジ精神に富む児童生徒の育成

○ 社 会 教 育

～ 町民一人ひとりが、豊かな人生を送ることができるよう町ぐるみで学びあい、
自己の人格を磨き、人と人とがつながる活力ある地域づくりを推進し、
文化の創造と発展をめざす ～

- 1 楽しんで学ぶことを通して自己の人格を磨き、仲間づくりや地域の連帯感を醸成し、社会教育の理念である「つどう・まなぶ・むすぶ」を推進することにより、生涯学習の町づくりを目指す。
- 2 子どもから大人まで、体力などの向上を図るため、スポーツ活動を推進する。
- 3 生涯学習やスポーツ活動など多様なニーズに応える指導者やボランティアを養成する。
- 4 家庭教育の充実と学社一体となった「地域学校サポート」や「青少年健全育成」を推進する。
- 5 町民一人ひとりが差別や偏見のない、思いやりの心を大切にする人権教育を推進する。
- 6 文化・芸術活動にふれる機会の拡大と、地域の歴史・伝統・文化を継承すると共に、文化財の活用を図る。

経過

平成 27 年 12 月 大綱策定

平成 30 年 1 月 大綱一部改訂（第 2 次佐久穂町総合計画策定に伴う改訂）

令和 2 年 4 月 大綱（第 2 期）策定

参考

第2期 さくほまち子ども・子育て支援事業計画（抜粋）

（基本理念）

子どもが笑顔でキラキラ輝くまち
みんなでつくろう育てよう

家庭は教育の原点であり、「保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本認識を共有します。そのもとに、地域で子どもを育てていくことのできる環境と子どもたちがいろいろな経験をしながら成長できる環境をつくることが重要です。子ども自身が郷土を愛し、人間性豊かな心を持ち、自らの将来に希望をもって成長できるよう支援していくことも重要です。

そのためには、家庭、保育園、学校、地域、企業、行政、関係団体などがそれぞれ役割を分担します。そして共に連携し、子どもたちが成長できる環境を整備し、保護者をはじめ住民すべてが、自助、共助、公助そして協働しながら、子どもの権利を尊重し、愛情を持って接していく町をめざします。

（基本目標）

- 1 地域における子育ての支援
- 2 すべての親子の健やかな成長への支援
- 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- 4 子育てを支援する生活環境の整備と安全の確保
- 5 職業生活と家庭生活との両立の推進
- 6 配慮を必要とする児童・家庭への支援の充実